

令和4年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和4年9月22日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	9月22日午後2時0分宣告（第4日）	
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫	2 番 長 良 俊 一 4 番 井 戸 太 郎 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 0 番 窪 和 子
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 西 谷 英 輝 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 末 永 潤 子 浅 井 利 育 乾 充 喜 岡 田 康 裕 酒 井 智 志 竹 吉 一 人 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ	

議員提出議案 の 題 目	発議第 3号 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式 による拡充等を求める意見書（案） 発議第 4号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見 書（案）
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 4 年 第 5 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 4 年 9 月 22 日 (木)

午後 2 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和 3 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和 3 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和 3 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和 3 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和 3 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和 3 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和 3 年度平群町水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和 3 年度平群町下水道事業会計決算の認定について
(決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 発議第 3 号 | 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書 (案) |
| 日程第 13 | 発議第 4 号 | 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書 (案) |
| 日程第 14 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

令和 4 年 第 5 回 (9 月)
平群町議会定例会追加議事日程

(第 4 号の追加)

追加日程第 1

先進地視察計画書について

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆様、こんにちは。

町長より、まち未来推進室、寺口参事が体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和4年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

会議の冒頭ではありますが、議員視察研修と議会報告会について、議会運営委員会を開催していただきたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時00分)

再 開 (午後 2時06分)

○議 長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

先ほど行われました議会運営委員会委員長の報告をお願いします。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長 (馬本隆夫)

先ほど開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議員視察研修については、協議を行い、研修地などを内定をいたしました。また、議員全員で実施することから、本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、日程第13、発議第4号の次に議題とすることで内定をいたしました。

続きまして、議会報告会についても協議を行い、今後の新型コロナウイルス感染症の動向が見込めない中、議会報告会は住民参加の形で行うため、感染症対策の観点から、今年度においても中止することに決定をいたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

○議長

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、先進地視察計画書については、本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、日程第13、発議第4号の次に議題とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。先進地視察計画書については、本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、日程第13、発議第4号の次に議題とすることに決定いたしました。

それでは、議事日程表に従い議事を進めてまいります。

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和3年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和3年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和3年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和3年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和3年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和3年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和3年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和3年度平群町水道事業会計決算の認定について |

日程第 1 1 認定第 1 1 号 令和 3 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

以上 1 1 件を会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

本案 1 1 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（長良俊一）

それでは、決算審査特別委員会、委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 2 日、令和 4 年平群町議会第 5 回定例会の本会議において付託を受けた令和 3 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、下水道事業会計決算の認定 1 1 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告します。

認定第 1 号 令和 3 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 8 3 億 5, 9 5 3 万 3, 5 6 6 円、歳出総額 7 9 億 1, 0 0 4 万 2, 8 5 5 円で、形式収支は 4 億 4, 9 4 9 万 7 1 1 円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 4 億 7, 7 1 1 円の黒字決算となっています。令和 3 年度の単年度収支は 1 億 9, 3 3 5 万 7, 1 3 4 円の黒字となりましたが、財政調整基金に 1 億 1, 2 0 0 万円を積み立てて、公債費で 2 億 8, 9 4 3 万 1, 0 5 8 円の繰上償還を実施しており、これを差引きすると、実質単年度収支は 5 億 9, 4 7 8 万 8, 1 9 2 円の黒字となりました。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。審査の主な内容は以下のとおりです。

歳出全般。

流用はやむを得ない場合もあるが、何を基準に予算編成したのかと思うような流用もある。この数年は件数自体が減ってきて、2 5 年度 4 2 8 件、元年度は 2 4 3 件であったが、2 年度、3 年度は何件になったのかただされ、2 年度で 1 8 3 件、3 年度で 1 7 9 件との答弁がありました。

一般財源の不用額 4 億 5, 0 0 0 万円について、予算を執行しなかったのが歳出が減り、黒字の要素となるが、具体的に精査しているのかただされ、当初予算は未確定財源を組まずに編成し、土地売却収入 1 億 2, 0 0 0 万円だけが歳入不足となった。交付税の増や財政健全化事項の取組による財政調整基金 2 億 4, 4 0 0 万円を除くと約 2 億円が一般財源の不用額で、元年度や 2 年度と変わらないが、3 年度は職員給与で多額の不用額が出た。主要事業については、財源別の概要分析資料を作成していきたいとの答弁がありました。

公共施設等総合管理計画はどのような動きになっているのかただされ、全体のマネジメントである公共施設等総合管理計画と学校施設の長寿命化計画を合

体して発注し、3年度は小中学校の個別調査を実施し、4年度に一定の成果が出てくる。今後のまちづくりの中で公共施設の総量を減らしていくことが柱となるので、その大半を占める学校施設を先に整理し、これからその他の公共施設を個別に調査していくとの答弁がありました。

ふるさと納税の収支について、寄附額が過去最高となり、返礼品等の経費も大きくなっているが、今後どのように寄附額を増やしていこうと考えているのか。町への寄附が増えるのと同様に他団体への寄附も増えているのかただされ、古都華はPR活動により認知度が上がったことで件数が倍になり、酵素玄米御飯、バラ、ジェラートも増えている。寄附チャンネルが増えたことが大きな要因と考えており、中間委託業者を入れているので、インターネットサイトを利用したPR活動に注力し、生産者から直接発送する体制づくりをしていきながら件数を伸ばしていきたい。また、平群町から他団体へ出ていった寄附額も増えているとの答弁がありました。

続いて、議会費・総務費です。

一般管理費の工事請負費は補正予算で800万円となったが、決算では912万4,500円になっている。差額115万円の流用の経緯をただされ、公用車駐車場の廃プラスチックを多くの方が利用されるので危険があり、場内を一方通行に変更し、区画線の整備や案内看板の設置を行った。実質的には予算の補正に当たるので、議会に補正予算を提出するのが筋であるが、緊急の場合は部内の予算を組み替えて対応しており、流用理由をしっかりと説明できるようにしたいとの答弁がありました。

広報を配布できていない約1,000世帯への対応策をただされ、自治会を通じて配布いただいているが、町の情報である広報を住民に届けることは町の責務と考えているので、公共施設、町内の駅、スーパー等に分散配置し、手に取ってもらえる体制づくりをしていきたいとの答弁がありました。

ホームページのアクセス数が、2年度30万件、3年度42万件と、リニューアルにより増加しているが、分かりにくい部分が残っていることについてどのように考えているのかただされ、ホームページは町の顔であるので、いろんな施策を知っていただけるように、内容を常に更新しながら、統一感のあるホームページづくりに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

遊休財産の公売について、若葉台ゲートボール場跡地は4回オークションにかけているが落札がなく、中央公民館跡地はまだ公売にかけていない状況をただされ、若葉台ゲートボール場跡地は再鑑定をとり、のり面をつけたことにより、境界確定や地積更正が必要で、中央公民館跡地は西側斜面の町有地部分の境界確定作業と商工会館の進入口の分筆作業に時間を要しており、まだ公売で

きる状況に至っていないとの答弁がありました。

町内に防犯カメラは何基設置されているのか、まだ設置する箇所があると考えているのかただされ、3年度に1基設置し、総数は15台となった。4年度は越木塚に1か所設置予定で、不法投棄も多いので、山間部を中心に考えているが、市街地についても、今後設置箇所を検討していきたいとの答弁がありました。

防災備蓄品は、役場、北部支所、総合スポーツセンターをメインに分散管理しているが、役場は古く、北部支所は道がループ状になっており、地震があった際に使えない可能性があるので、メインとなる場所の変更や、広く分散備蓄することについてただされ、メインの備蓄場所や分散備蓄9か所の備蓄量を増やすこと等を含めて見直し、安全確保に努めていきたいとの答弁がありました。

マイナンバーカードの交付件数と普及率、これまでの取組をただされ、8月末で交付件数8,421件、普及率45%で、以前から予約制で休日窓口の開設をしていたが、マイナポイント第2弾のキャンペーンに合わせて、チラシの配布、出張申請受付、時間外窓口の開設を行ったとの答弁がありました。

衆議院選挙から投票所の変更による動向と、期日前投票期間が短い町の選挙では投票所が遠くなったところに期日前の移動投票所を設置できないのかただされ、期日前投票所が文化センターとなり、期日前投票をされる方が増えた。投票所が変更となった大字には午前と午後を送迎を行い、約10人の利用があった。移動投票所は導入事例を調査研究していきたいとの答弁がありました。

議会の議決が必要な土木工事の場合、町内本店2社、町内支店2社を含めた5社で入札を行うが、最低制限価格を公表しているので競争原理が働かず、くじ引により落札業者が決定している。災害時に協力をお願いするのは地元業者であるので、地元業者育成の観点から指名業者数を変更し、町内B級業者にA級を目指してもらえようような制度にすべきではないかとただされ、価格の妥当性を見極めるために5社という一定の基準を設けているが、他自治体の状況も調査研究し、入札制度の在り方について検討を重ねていきたいとの答弁がありました。

続いて、民生費です。

老人福祉センターとふれあい交流センターを指定管理している運営管理委託料の精算についてただされ、委託料を超えた場合は協力の範囲で追加請求のない形としていたが、年度協定書で基本的には精算となっており、今後は、電気料金の高騰等による増額が必要な場合は協議を行い、精算の形で対応していきたいとの答弁がありました。

シルバー人材センター補助金892万2,000円を執行されているが、平

群町のシルバー人材センターに仕事を依頼したら断られ、斑鳩町のシルバー人材センターで受けてもらえた事例についてただされ、住民から依頼の9割が剪定、草刈りで、依頼時期が重なると、作業可能な人材が限られており、請け負えないことがある。庭木の伐採でも、大きな木になると請け負えないと聞いているとの答弁がありました。

コロナ禍における生活困窮状態にある子育て世帯の支援対象児見守り強化事業は、新規事業として232万円執行され、どのように評価しているのかただされ、生活福祉資金や自立支援資金の貸与、生活保護の申請等直接的な支援や、精神的な疾患のある保護者には定期的な電話、見守り物資のお届けにより信頼関係を構築し、子どもを含めた見守り活動を行っており、社会福祉協議会協力の下、子育て支援として継続できるよう検討しているとの答弁がありました。

町外保育委託料の不用額800万円について、3年4月時点で待機児童13人、保育士5人不足となっていたが、待機児童が減ったのかただされ、町で多く受入れできたことと、予算は7人分で計上していたが、実績は1歳児1人、3歳児2人、5歳児1人の4人となり、年齢が上がると委託料も少なくなるので不用額が大きくなったとの答弁がありました。

旧人権交流センター等は、文化センターへの施設集約後5年以内に解体しなければならないが、現在も倉庫として使用していることもあり、違う用途として使用することはできないのかただされ、3公共施設を集約化することを条件に事業を実施しており、人権交流センターは全体面積の約4割を占めているので取壊しとなり、財政状況もあるが、5年度に実施設計、6年度に解体撤去を想定しているとの答弁がありました。

続いて、衛生費・労働費です。

予防費の電算委託料で当初予算297万円で決算額588万600円に増えた理由と財源についてただされ、当初は新型インフルエンザのパンデミック対応情報管理、ロタウイルス予防接種者情報の共有化に伴う電算システム改修費で一般財源を予定していたが、155万8,000円の国庫補助がついた。そのほかに、新型コロナウイルスワクチン接種に関する電算委託料357万円が増え、これは全額国庫補助がついたとの答弁がありました。

不妊・不育治療補助金132万6,260円で前年度より50万円近く増額になった理由と実績についてただされ、所得制限の撤廃、1年以上の居住歴の解除など、対象者の拡充により申請が増えた。30件助成し、うち10人の方から妊娠の届出があったとの答弁がありました。

健康増進事業について、高齢化率が非常に高い中、健康寿命を延ばすための健康長寿の大学校を年に三、四回開講してはどうかとの国保運営協議会での提

案についてどのように考えるのかとただされ、フレイル対策で、寝たきりにならないように、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組を2年度から進めている。4年度は健康運動指導士を招いて、特に運動づくりの面で、寝たきりにならない、健康寿命を延ばすことを目標に事業計画を進めていることから、御提案の健康大学校の事業内容の確認と、それに代わる事業を今現在していないのかという確認をしながら進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

斎場運営費の維持補修工事の起債についてただされ、財政健全化計画の中、重症警報に伴う県の財政支援ということで、3年度に新規発行した地方債については100%充当で、100万円単位での奈良県振興資金の無利子貸付けとなっているとの答弁がありました。また、他にも無利子貸付けがあったのかということと、その金額についてただされ、衛生費の清掃センター整備事業で3,100万円、3年度全体では4,300万円が無利子で貸付けしていただいたとの答弁がありました。

斎場運営費で、歳入の当初予算3,500万円に対して、決算額5,729万4,000円となり、町内火葬1体2万円である一方、町外火葬1体10万円で、町外の方の火葬が多かったと聞いているが、歳入が増えた分、築20年近くなる斎場施設を一気に改修してはどうかとただされ、施設の雨漏り等もあり、補修を必要とする箇所があることから、今後、予算要求していきたいとの答弁がありました。

清掃センターの今後と施設の現状についてただされ、広域化の目標時期を7年度からと設定し、他自治体へも時期を示した上で交渉をしている。また、焼却炉の故障が度々発生している状況であるが、6年度末までもたせるために、その都度修繕しながら、日々メーカーにも協力してもらって対応しているとの答弁がありました。

有価物集団回収助成金が減ってきていることに関して、地球環境のためにも、再生可能なものは有価物集団回収に出し、焼却ごみを減らせるよう、住民にどれだけ意識を持ってもらうかということが大事だと思うが、ごみ全体として、減量の具体的な施策はあるのかとただされ、ごみの分別を徹底していただけるよう啓発をしていきたい。有価物集団回収についてはインセンティブをつけるような形の検討もしたが、現実には至っておらず、助成金額と有価物回収量との関係についても一度検討したい。また、生ごみの堆肥化については、新たな方法で啓発、普及に努め、草木については、仮置きの後、委託して堆肥化しており、樹木については、火力発電の燃料として買い取っていただいているとの答弁がありました。

続いて、農林水産業費・商工費・土木費です。

特産品開発事業として、6次産業化を目指して20年近く取り組んでいるが、雇用を確保できるような加工場が町内にできていない。提携先と商品開発をするような流れになっているような気がするが、地場産業の活性化につながるビジョンを持っているのかただされ、民間等と協力しての商品開発がうまくいっている部分があるが、6次産業化をさらに進めていくにはどうしたらいいのか、今後の検討課題であるとの答弁がありました。

樺井橋本ダムの測量設計委託料1,000万円の繰越明許費について、地元負担も大きいですが、実施することに決まったのかただされ、地元の意向を含めて実施することになり、どのような内容の工事が一番いいのか協議中で、方向性が決まり次第、詳細設計を発注し、地元説明を行いながら工事を進めていきたいとの答弁がありました。

WESTNARA広域観光推進協議会負担金50万円でどのような活動をしたのかただされ、1市5町で構成する広域協議会を設立し、ホームページ、ポスター、リーフレットの作成や、NEXCO西日本と連携してサービスエリアでチラシを配布した。2025年にエリア内観光客500万人の目標に向け、国内の新たなターゲット確立と、大阪万博や大阪IR誘致に向けたインバウンド需要獲得を目指しているとの答弁がありました。

鳴川路線、川原路線拡幅の進捗状況をただされ、鳴川路線は整備延長500メートルのうち、190メートルの用地取得が完了し、現在は安全確保のための暫定拡幅を行い、区間内の伐採作業用仮設通路工事の準備として盛土工事を行っている。今後、地権者と合意形成ができれば詳細設計を組んで実行していきたい。川原路線は、狭隘区間200メートルのうち、135メートルの用地買収が完了し、現在は既存水路を埋め、一部拡幅を行い、通行の安全を確保する工事を計画している。全体的な状況を見ながら地権者との交渉を進めていきたいとの答弁がありました。

山のぼっけサポータークラブは環境美化に尽力いただいているが、団体数はなかなか増えない。活動場所で水が出ないところがあり、夏場は雨水をためるだけでは足りず、自宅の水を使用されていることもあり、花いっぱい運動に多くの方が手軽に参画できるように、町ができることはないかただされ、これまで、団体の横のつながりを設けていなかったのが、7団体集まって課題や要望等を聞き、町ができる支援があれば応えていきたいとの答弁がありました。

町営住宅の改修について、工事請負費の予算1,563万円に対して決算978万7,800円となり、以前に改修費が高過ぎると議論をしたが、これだけ減っても予定どおりの改修はできたのかただされ、工事請負費には除却工事

を含んでおり、改修費用としては約440万円で、くろもと団地2件、改良住宅1件を改修した。入居者の使い方によって改修費用は変わってくるが、築年数もたっているので、水回りの改修が必要で、コーキングを施して再利用するのか、浴室等も入替えして長寿命化を図るのかで費用が変わり、設計士との話の中でも、水回りは限界に来ていることから費用がかさんでいるとの答弁がありました。

不動産業者と連携を取り、空き家バンクで7件契約成立があったことについて、どのような取組をされたのかただされ、大手不動産サイトと連携して町のホームページとリンクさせており、今後は不動産業者とも情報連携していきたいとの答弁がありました。

消防費・教育費です。

消防団員の定員について、74人に対して2年度が65人で9人不足、3年度で69人となり、新たに4人入団されたが、各分団の定員及び団員数と、どういった努力により新たに入団されたのかとただされ、第1分団の定員23人に対して20人、第2分団23人に対して21人、第3分団定員21人に対して21人、本部7人であり、3年11月広報にて、町在住または在勤、健康な18歳以上の方で性別は問わないということで応募したとの答弁がありました。また、4年度はさらに1人が退団され、6人の欠員が出ていることから、例えば、西山間の自警団のほうに消防団への入団をお願いするのはどうかとただされ、町消防団の役員会において、団長、各分団長と協議していきたいとの答弁がありました。

消防施設費で、町内の消火栓の設置箇所数、消防格納庫のボックス数についてただされ、消火栓は599か所、ホースの格納庫は各自治会に管理をお願いしているとの答弁がありました。また、消防団の皆さんが初期消火をしてくださる環境づくりのためや、補助金を出すに当たり、自治会にホースの格納庫を点検していただき、町として把握しておくということが大事ではないかとただされ、早急に各自治会の消火栓とホースの格納庫数を確認したいとの答弁がありました。

28年3月に作成された消防水利弱点地域解消年次計画において、弱点地域の解消に向けて、目的を持って計画どおりに執行することが大事だと考えるが、現状はどうかとただされ、年次計画を立ててはいるが、老朽化した消火栓の修繕に充てられているとの答弁がありました。

小中学校の老朽化の現状と今後の大規模改造事業について、どのように考えているのかとただされ、中学校及び北小学校の雨漏り、その他の施設の設備関係の老朽化が非常に顕著になっており、長寿命化計画を策定する中で、改修すべ

き部分が情報としてつかめてきたことから、今後、町財政や国の補助金等の状況も勘案しながら改修を実施していきたいと考えているとの答弁がありました。

情報教育推進事業費で、小中学校のGIGAスクールの取組で、3年度から1人1台タブレットを配付されているが、ICT支援員が町内4校で1人の配置という現状では先生の負担が大きくなることや、特に中学校でのICT教育がなかなか進んでいないとの声もあるが、支援員や先生の支援体制を充実すべきと考えているが、その対策についてただされ、学校にはICTに特化したエバンジェリストという指導教員を複数名配置し、また先日、小中学校全教職員を対象にしたICT教育の研修会を行い、体制強化を図っている。エバンジェリストには、オンラインでの指導も組み合わせながら、支援体制を充実するよう努めているとの答弁がありました。

民法改正によって成人年齢が引下げられたことにより、4年度から成人式の式典を二十歳の集いという名称に変更して開催されるとのことだが、この周知方法についてただされ、広報、ホームページに現在掲載しており、対象者へは後日案内を送付する予定との答弁がありました。

保健体育総務費の施設管理委託料4,460万円についての今後の指定管理料の取扱いについてただされ、指定管理料の精算は原則として行わないとなっているが、急激な電気代の高騰など、不測の事態については協議が可能と考えている。また、体育施設の場合、利用料収入もあることから、他の指定管理施設との関係性・整合性を考え、協議していきたいとの答弁がありました。

続いて、災害復旧費・公債費・予備費です。

地方債の償還見込額について、元利償還が8年度まで下がり、9年、10年と増えているのはどういうことかとただされ、総合文化センター建設事業が元年、2年ということで、5年の据置期間後の元利償還が始まるタイミングであるとの答弁がありました。また、今後の新規発行の起債をどのように見ているのかについてただされ、緊急財政健全化計画の期間であり、臨時財政対策債を除く通常の起債は1億5,000万円を上限と考えており、その後、6年、7年も一定額しか発行しない見込みである。健全化期間が過ぎる8年度以降は維持補修関連の経費が生じることもあり、発行額は一定見ているとの答弁がありました。

元金5億1,900万円を繰上償還しているのは何かとただされ、臨時財政対策債ということで繰上償還しているとの答弁がありました。

最後、歳入全般です。

町税収入は減少傾向が止まらず、特に個人住民税の落ち込みが大きく、20

年度と比べて26.8%下がっており、現役世代の減少が主な要因だと考えるが、前年度と比較しても5,393万9,000円減っている要因をただされ、全般的に所得割が減少傾向にあり、高額所得のトップ30で約1,600万円減少していることが要因と考えているとの答弁がありました。

町税の滞納は一昨年前と比べて200万円近く減っており、どのような努力をしているのかただされ、国税OBで滞納に対する高い技術を持っておられる県税職員の派遣を受け、力を借りて、教えも乞うた中で滞納整理の技術を向上させたとの答弁がありました。

地方交付税が、3年度は臨時財政対策債を含めると31億5,400万円と、かつてない高額になったが、標準財政規模の変更等、いろいろな要素が入ってくる中、今後の地方交付税の見通しをただされ、総務省が5年度の概算要求で、地方公共団体に配るベースで4年度とほぼ同額を要求したという情報があり、地方交付税だけで言うと総額が確保されているので、町としてはありがたいが、臨時財政対策債の発行を相当抑制しているので、臨時財政対策債を含めた額では相当下がってくるという見通しを持っているとの答弁がありました。

討論では、3億円近い公債費の繰上償還を償還しながら剰余金を1億9,300万円増やしたこと、後年度の公債費負担を軽減したこと、当初予算を総額67億3,000万円の緊縮予算で出発したことは賢明な措置であったと評価するが、本予算は町長が昨年2月に策定した緊急財政健全化計画に基づくもので、住民の暮らし応援に逆行し、今後のまちづくりにとってマイナスだと考える。また、町の方針として事業立案し、予算計上しながら執行しないという問題もあり、一定評価すべき施策もあるが、総合的に見て、住んでよかったと言えるまちづくりビジョンがほとんど見えないことから、一般会計決算の認定には反対する旨の討論がありました。

一方、2年度に続きコロナ禍ではあったが、住民生活に直結した施策は確実に実行された。実質収支が4億8,000万円の黒字、単年度収支が1億9,335万7,000円の黒字、実質単年度収支が5億9,478万8,000円の黒字となった要因は、主に地方交付税等の増加によるもので、今後も最優先課題として自主財源の確保に取り組みねばならないが、ふるさと納税額が過去最高となったことなどは高く評価すべきである。将来負担比率を前年度より39.5%減少させることができたが、厳しい現状であることは間違いなく、知恵を働かせて難局を乗り越えていただくことをお願いしたい。

また、約15年間の歳月を費やして完成した駅周辺整備事業に係る保留地処分損失補償1億1,393万円を執行し、2年4月開館の総合文化センターは、コロナ禍の中で利用者が2年度より約1万人増えた。3年度に赤字決算を

回避するための早期集中プラン、将来的な財政体質の改善に向けた中期対応プラン、3年度から7年度までの緊急財政健全化計画を策定され、住民負担増や制度廃止等があるが、3年度から5年度まで管理職の給与カットを実施し、税専門職員の配置や償却資産の課税強化を行い、税収入増となった。引き続き、厳しい財政運営が続くと予想されることから、より一層緊急財政健全化計画に取り組まれるようお願いして一般会計決算の認定には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

続いて

認定第2号 令和3年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1,478万1,918円、歳出総額248万3,965円で、歳入歳出差引き1,229万7,953円の黒字決算となっています。

質疑では、現時点の滞納が7,556万8,000円、3年度の滞納分の収入が522万7,000円であるので、このペースでは完済まで15年近くかかることになるが、最長で完済まで何年かかるのかただされ、滞納残高に対して毎月の返済額が低い方は100年程度かかるとの答弁がありました。

一定の要件を満たせば不納欠損額の4分の3が補助される制度があるが、過去に何件執行されたのか、今後もその対応ができるのかただされ、その他大臣の適用件数は、改修資金2件、宅地取得資金7件、新築資金7件の合計16件で、今後も個別の案件を精査し、適用可能であれば補助金を受けていきたいとの答弁がありました。

その他大臣の適用を受けるためにも、今後もこの特別会計を残しておいたほうがよいと考えるが、町の考えについてただされ、特別会計を継続させる方向で考えているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額25億1,036万5,827円、歳出総額23億1,865万9,268円で、歳入歳出差引き1億9,170万6,559円の黒字となり、実質単年度収支は6,188万3,363円の黒字決算となっています。

質疑では、予算上は黒字ではなかったが、実質単年度収支6,188万4,000円の黒字となった要因をどのように分析しているのかただされ、コロナ

禍の影響を受け始めた3年度予算作成時に前年度から調定額の増減幅が見込めず、1人当たりの調定額を下げ過ぎたことによる3,400万円、予算計上時には見込めなかった国・県からの交付金で約1,000万円、予備費で約1,500万円の乖離が出たとの答弁がありました。

県単一化制度では、医療費は県が負担し、町は県に払う納付金を国保税としてどう集めるかが基本になる。町長は、この4年で2回税率を引下げたことは評価するが、過去に一気に1.6倍の増税をしたことから考えると、整合性が取れていない。住民との関係で国保会計をどのように考えているのかただされ、医療費がどんどん上がっており、29年度は大きな増税となり、結果として黒字になった。剰余金を還元するための4年度の減税は、納付金支払いに必要となる税とほぼ変わらない状況になっている。今、医療費が上がっているのので、納付金も上がるのが予想され、大きく減税すると、6年度の県統一になったときに増税が大きくなるので避けたいとの答弁がありました。

県下同じ税率で計算して、加入者数と所得によって県が町の納付金を決めることになるが、県が決めた税率で町の国保税条例を改正するのか、首長の裁量で基金を投入して税率を下げるができるのかただされ、県で税率を決め、それを各市町村の議会で議決を頂く形になると聞いている。町の財政は町で検討すべきことであるが、税率は県下統一となり、税率を変えることができないなら、町議会で何を議論をするのかという点は県にも聞いているが、答えを頂いていないとの答弁がありました。

3年度の収納率と、県から示されている納付額は収納率99%として計算されているが、99%に届かなかった場合の補填についてただされ、収納率は、3年度97.77%、2年度97.99%となっている。収納率99%は分母に現年調定額、分子に滞納分の収納額も含めた現年収納額で計算するので、今は納付金を払える状態となっているが、収納率が落ちて払えなくなった場合は、剰余金があれば活用して納めるが、なければ県から借入れすることになるとの答弁がありました。

2億2,000万円ある剰余金を今後の状況が分からない中でゼロにすると、納付額を払えなくなったときに大変厳しい状況になる。将来を見据えて運営していただきたいが、貸付額の返済はどうなるのかただされ、翌々年度以降に税率を引き上げて、その金額を確保することになると聞いているとの答弁がありました。

税率は、県が決めて町の裁量で下げることができないのに、借りた分を返すために税率を上げることを県は認めるのかただされ、6年度以降に払えなくなった場合は借入れをするので、金額を確保するため税率を上げることになる

聞いているとの答弁がありました。

討論では、3年度予算審議で県への納付金以上の国保税徴収になっていることを指摘し、昨年6月議会で総額3,000万円の国保税引下げ条例改正を提出したが否決され、町長も、コロナ禍による所得状況や医療費の動向などを検証したいという理由で引下げを先送りする姿勢に終始した。引下げが可能だったにもかかわらず引き下げず、実質単年度収支は6,000万円以上の黒字となり、剰余金も2億2,000万円残る結果になったことは明白で、3年度決算の認定には反対する旨の討論がありました。

一方、予算より納付財源が約3,900万円多く確保されたことや、コロナ禍により、所得減少を考慮して予算化したものが剰余金増の要因であったと思う。県の方針では、剰余金がなければ歳入不足が起きた場合に、次年度以降に上乘せの税率となることや、町単独の保健事業も一切できなくなることも考えられることから、相応の蓄えは必要である。安定的な財政運営を固辞しつつ、県が目指す負担の公平性の観点から、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこでも保険料水準が同じという国保制度の実現を祈念して決算には賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

続いて

認定第4号 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,368万750円、歳出総額3,368万750円で、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

質疑では、起債総額と残債額及び最終償還年についてただされ、起債総額が3億8,340万円、返済済み金額が1億9,505万7,600円、借入れ残額は1億8,834万2,400円となっており、19年度が最終償還年となっているとの答弁がありました。

使用料収入以上に施設の老朽化に伴う修繕費の増加を考えると、今後の事業の在り方を考えるべきではないかと思うが、何か検討しているのかとただされ、平成19年に供用開始され、14年経過している。機器類の耐用年数が約25年であり、今後ますます維持管理経費がかかることが予測される。下水道への編入の試算額は約2億2,000万円で、その他の方法はないのかということも併せて今後検討すべきであるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第4号は全員に異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 令和3年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6,119万8,269円、歳出総額6,114万8,623円で、歳入歳出差引き4万9,646円の黒字決算となっています。

質疑では、物価高騰による食材の値上がりで、保護者に負担をかけないように地方創生臨時交付金を活用するということがあったが、現在も物価高騰により食材が値上がりしており、今後、給食費をどのぐらい上げないといけないかと思込んでいるのかただされ、昨年度と同様に、給食を組み立てると材料費が足りなくなるため、メニューの工夫等により給食調理を進めていきたいと考えている。ただし、食材のうち、多数の市町村が参画する県の給食会で共同調達している分もあるため、そこで大きな判断があれば影響が出てくると思われるが、できるだけ保護者の負担にならないように努力するとの答弁がありました。

3年度学校給食費の滞納状況についてただされ、小学校6人、中学校4人の滞納があったとの答弁がありました。

新型コロナウイルスの影響で給食費が払えない家庭があり、状況も様々であるので、丁寧な対応をすることが大切だと思うが、どう考えているのかとただされ、就学援助の申請の際に申請漏れ、把握漏れなどが無いよう努めること。また、新型コロナの影響で相談等があれば、現場とも協議し、丁寧な対応をしていきたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 令和3年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額19億8,147万4,983円、歳出総額19億8,147万4,983円で、歳入歳出の差引きゼロ円となっています。

質疑では、3年度は第8期の1年目で、計画では、新たに65歳になる人よりも亡くなる人のほうが多いと判断して被保険者数は7,066名に減ることになっていたが、実際は7,129人に増えている。人数が増えれば収入が増えるが、認定者が増えれば支出も増えるので、認定率の状況についてただされ、介護認定者数の影響が大きく、3年10月1日現在1,287人、4年7月末現在1,367人で80人増えており、今後増加すると考えているとの答弁がありました。

介護保険は、3年度の取崩し額と、翌年度に国等へ返す分ともらう分を精算して基金とするため、基金残高で、2年度末時点4億6,510万5,186円と、3年度末時点の4億2,219万9,804円の差額が実際の収支となり、3年度決算は1,900万円の赤字となったが、実際は4,290万円の

赤字となっている。計画では、第8期3年間で3億円の赤字になると見ているが、どのように考えているのかただされ、3年度は基金を4,290万円取り崩したが、後期高齢者の人数が増加傾向の中、コロナ禍の影響等も予測して保険給付費は年々増加することから取崩し額の増加を見込んでおり、第8期全体の取崩し額は今後の給付状況を踏まえて見込んでまいりたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第6は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 令和3年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1万8,000円、歳出総額1万8,000円で、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第7号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第8号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額4億4,543万3,587円、歳出総額4億4,463万877円で、歳入歳出差引き80万3,500円の黒字決算となっています。

質疑では、調定額より収入額が多いことをただされ、被保険者は毎月異動があり、抜けられた場合は賦課が低くなるが、一旦収納されて決算時に未還付の場合は保険料過大になるとの答弁がありました。

人間ドックとして保健事業費260万1,800円執行された内容と、人間ドックは以前から国保でも丁寧に実施し、後期高齢者も広域連合から費用を出していただき継続しているが、以前に実施自治体が増えると財源的にできなくなる可能性があるという発言があったことをどのように認識しているのかただされ、人間ドック112件、がんドック4件、脳ドック13件の計129件で、病気の早期発見、早期治療のため、人間ドックや検診は大事だと考えている。健康診査を広域連合から委託されており、みなし健診として人間ドックに一部助成があるが、保険料からカバーするのは難しい状況なので、一般会計から繰入れして財源確保に努めたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 令和3年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1,345万5,461円、歳出総額1,345万5,461円で、歳入歳出差引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号 令和3年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数 8, 145 件、年間総配水量は 228 万 2, 271 立米で、有収水量は 188 万 2, 046 立米となっています。

決算の状況は、前年度同様に税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では 3 億 9, 780 万 9, 827 円、営業外収益等では 5, 242 万 7, 152 円、収益全体では 4 億 5, 023 万 6, 979 円となっています。

一方、支出では、営業費用、営業外費用で 4 億 5, 156 万 3, 305 円、特別損失で 40 万 8, 320 円、費用全体では 4 億 5, 197 万 1, 625 円で、収支差引き 173 万 4, 646 円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金 4, 098 万 5, 489 円が計上されており、3, 925 万 843 円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっております。

資本的収支については、収入では他会計補助金 823 万円、資本的支出では建設改良費 1, 873 万 6, 809 円、企業債償還金 1, 612 万 3, 417 円で、合計 3, 486 万 226 円となり、2, 663 万 226 円の支出超過となっています。これは、損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、町の水道があったときには有収率が 90% を切ることは考えられなかったのですが、管から相当漏れていることになるが、対策を考えているのかただされ、3 年度は大規模漏水が数か所発生したことが原因で、老朽管の更新工事等が対策になるが、県域水道一体化になると更新が進むと思われるので、それまでは維持管理に力を入れていきたいとの答弁がありました。

営業外収益が 4, 000 万円近く減っている原因についてただされ、2 年度にコロナ対策で基本料金を減免したことにより、全世帯 3 か月分給水収益を減額補正し、営業外収益で他会計補助金としてコロナの交付金から繰入れし、営業収益に基本料金分の 2, 600 万円強を振替したことと、2 年度よりも新築住宅が少なかったことにより、給水工事負担金が減ったことによるものとの答弁がありました。

使用水量について、コロナ禍で在宅ワークや外出自粛により一般家庭は増加しているが、大口需要者が減少傾向にあることをただされ、新型コロナウイルス感染症の蔓延による在宅ワークや外出の自粛等のピークが 2 年度で一般家庭の使用量が増えた。3 年度は少々減っているが、コロナ禍前に比べると若干増えている。大口需要者は、営業等がふだんどおりできていないことにより減っているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第 10 号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第 11 号 令和 3 年度平群町下水道事業会計決算の認定について

公共下水道事業の年度未処理区域内人口1万682人、水洗化人口1万34人、水洗化率93.9%、有収水量105万5,660立米となっています。

決算の状況は、前年度同様に税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では1億3,554万2,775円で、営業外収益等では2億9,972万3,550円、収益全体で4億3,526万6,325円となっています。

一方、支出では、営業費用、営業外費用で3億7,357万5,217円、特別損失1万6,080円、費用全体では3億7,359万1,297円で、収支差引き6,167万5,028円の純利益となり、前年度繰越欠損金5,275万8,970円が計上されており、891万6,058円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では下水道負担金1,235万円、他会計補助金2,176万2,000円、国庫補助金356万5,100円、企業債8,950万円の合計1億2,717万7,100円、資本的支出では、建設改良費6,013万9,615円、固定資産購入費50万8,660円、企業債元金償還金1億8,803万2,665円の合計2億4,868万940円となり、1億2,150万3,840円の支出超過となっています。これは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、公共下水道を計画どおりに接続してもらえていない状況をどのように考えているのかただされ、緑ヶ丘が4年度末に1か所、5年度末に1か所接続予定で、三郷町管理の北信貴ヶ丘が残る状況になる。今の計画は7年度で終わるので、新たに計画を見直す時期になってきており、下水道に代わるものとして、合併処理浄化槽の普及も計画に盛り込むように考えているとの答弁がありました。

下水道を早く接続できた南の地域とその他の地域で格差が大きいので、早く計画を立てていくべきだが、緑ヶ丘は5年度で終わるのか、7年度で計画どおり終わるのかただされ、緑ヶ丘は現在、不明水等の原因となっている管の更生工事を行っており、終了後に再度流量の調査を行い、県と協議して接続可能と判断していただければ接続する運びになっている。緑ヶ丘の残り1か所は、不明水調査を既に発注済みで、5年度に管更生工事、流量調査を行い、県と協議していくので、順調にいけば5年度で終わる予定である。北信貴ヶ丘は三郷町と協議をして進めていく方向で考えている。その後、初香台や福貴団地は概算で事業費が出ているが、速やかに進めていくことができるかは財政部局とも調整が必要になるとの答弁がありました。

初香台や福貴団地の場合、本管や分岐の工事が必要となれば多額の費用が必要になる。特別会計では起債の償還は一般会計から繰入れしていたが、企業会計ではどのような会計処理となるのかただされ、普及率が90%以上にならないと使用料や手数料収入等の営業収益の面で公営企業として成り立たないので、現在の普及率57.6%ではかなり難しく、一般会計から繰入れして下水道を普及していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第11号は全員なく認定すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

令和4年9月22日
決算審査特別委員会
委員長 長 良 俊 一

以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。

午後3時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和3年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口議員。

○7 番

それでは、討論させていただきます。

2021年度一般会計決算の認定には反対をいたします。

委員会でも述べましたけれども、まず収支について、3億円近い公債費の繰上償還をしながら剰余金を1億9,300万円増やして5億4,300万円にしたこと、また、公債費の借換え、延伸、繰上償還で後年度の公債費負担を軽減したこと、さらに、大きな事業を計画せず、当初予算を総額67億3,000万円の緊縮予算で出発したこと、これらについては賢明な措置だったと評価します。また、新規事業として予算計上されていた支援対象児童等見守り強化事業、里山林整備事業、老朽空家等対策補助事業、椿井橋本ダム長寿命化事業、これらについては、本町にとっても必要であり、その事業執行については評価をいたします。

しかし、本決算は、町長が昨年2月に策定した緊急財政健全化計画に基づくものであり、その内容は、固定資産税の超過税率を今後も取り続け、ウォーターパークの廃止、こども園給食調理業務の外部委託化、自治体の本旨である住民福祉の要である職員の給与カットなど、住民負担と行政サービス後退の計画であり、住民の暮らし応援に逆行するもので、今後のまちづくりにとってマイナスです。また、審議の中でも明らかになった学校給食の管理栄養士の増員や、以前の廃棄物事業に見られるように、町の方針として事業立案し、予算化しながら、まともな説明もなく事業執行を止めるといった行政執行の矛盾もあります。

このように、本決算は、一定評価すべき施策も一部にはありますが、住民の皆さんが住んでよかったと言える今後のまちづくりビジョンがほとんど見えません。固定資産税の超過税率を取り続ける、家庭ごみ有料を続けながらリバウンドして廃棄物が増える、少子化への対策も弱いなどの実態からも明らかです。

以上のことから、2021年度一般会計決算の認定には反対いたします。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

認定第1号 令和3年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度に続き、コロナ禍との厳しい戦いの中ではありましたが、多くの住民生活に直結した施策は確実に実行されたと考えます。令和3年度の実質収支が4億7,711円の黒字、単年度収支が1億9,335万7,134円の黒字で、実質単年度収支は5億9,478万8,192円の黒字となりました。

この要因は主に地方交付税や地方消費税交付金などの増加によるもので、今後
も自主財源の確保が最優先課題として取り組まねければなりません、中
でも、積極的に財源確保の努力をされている一つとして、ふるさと納税額も過去
最高額となったことなどは高く評価をすべきと考えます。

また、財政健全化判断比率については、特に将来負担比率が183.3%と、
前年度より39.5%減少させることができ、評価をするとともに、早期健全
化基準には至っていませんが、まだまだ厳しい現状にあることは間違いありま
せん。しかし、前向きに知恵を働かせてこの難局を乗り越えていただくこと
をお願いをいたしまして、令和3年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いては賛成をいたします。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

認定第1号 令和3年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成
の立場で討論いたします。

厳しい財政状況の中、緊急財政健全化計画に基づき、奈良県の支援を受け、
地方債の繰上償還を実施されました。また、将来負担比率183%、実質公債
費比率16%、実質単年度収支約5億9,000万円と、いずれも改善してい
ると認識しております。これも、町当局の御努力のたまものと私も認識して
おります。よって、賛成いたします。

以上です。

○議 長

馬本議員。

○12番

令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

令和3年度の一般会計決算については、歳入総額83億5,953万3,5
66円、歳出総額79億1,004万2,855円となり、形式収支が4億4,
949万711円、実質収支では4億7,711円、単年度収支で1億9,3
35万7,134円となったわけでございます。

令和3年度の成果としてたくさんあるわけでございますが、中でも、平成1
8年12月に組合設立、事業認可されて以来、約15年間の歳月を費やし、や
っと完成を見たわけでございます。その完成は、財政上の問題で駅前周辺整備
事業に係る保留地処分損失補償金1億139万3,000円が今回、令和3年
度に計上され、処分されました。

住民の文化芸術活動が活発に行える場として、令和2年4月11日開館され

ました総合文化センターについては、新型コロナ禍の中ではあるが、利用者が令和2年度より約1万人増え、3万7,150人の利用者がありました。

町有財産処分は残念ながら成果がなかったが、一部用地については今後処分の見通しがあるようで期待をしております。また、旧西小学校跡地については、6月に事業者より辞退の届出があり、非常に残念な結果となりました。令和3年度に当面の収支不足による赤字決算を回避するために、早期集中プランと、将来的な財政体質の改善に向けた中期対応プランを合わせた緊急財政健全化計画が策定され、具体的には住民負担の増や制度廃止などがありますが、まずは、職員の人件費の抑制が重要視され、令和3年度から5年度まで、管理職の給料として、部長、課長は6%、主幹は5%カットが実施をされました。

税収入等の確保として、税専門職員を配置され、償却資産において課税強化が行われ、増収となりました。

公債費には、建設公債と赤字公債と区分されるわけですが、建設公債は道路や学校建設など、使用する借金でありまして、世代間の財政負担の公平を図ることができるわけですが、赤字公債は財政赤字を穴埋めするなどの借金で、将来の世代にとってはメリットがなく、償還義務を負うことになることを踏まえ、公債費では、当初予算において、元金として10億3,500万円計上されておりましたが、4億9,400万円が増額補正され、決算額としては15億2,790万2,522円となりました。

なお、臨時財政対策債においては、5億1,983万1,000円の公債費に含まれており、財政健全化判断比率は良好な状態になったわけですが、引き続き、厳しい財政運営が続くことが予想されることから、より一層、緊急財政健全化計画に取り組まれるようお願いをし、令和3年度一般会計決算の認定については賛成討論といたします。

以上であります。

○議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、認定第1号 令和3年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和3年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第3号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。山口議員。

○ 7 番

2021年度国民健康保険特別会計決算の認定については反対をいたします。
昨年度の予算審議で、日本共産党議員団は、現在の県単位化の制度の下では県への納付金に見合った保険税を徴収すれば収支が合うことになっているにもかかわらず、本町の国保税は県への納付金以上の徴収になっていることを指摘して、国保税の税率引下げを求めました。また、昨年6月議会には総額3,000万円を引き下げる国保税条例の改定を提出しましたが、議会はこれを否決し、町長も、コロナ禍による所得状況や医療費の動向などの検証を行い、来年度に反映できるよう検証したいなどと、引下げを先送りする姿勢に終始しました。

しかし、昨年度の国保会計の決算の結果は、私どもが指摘したとおり、実質単年度収支は6,000万円以上の黒字で、剰余金は2億2,000万円に膨れ上がりました。昨年3,000万円の引下げをしても単年度収支は黒字で、剰余金も2億円近く残る結果になったことは明白です。いずれにしても、県内でも一、二で高い国保税料率を、十分に引下げが可能だったにもかかわらず引き下げなかった昨年度の国民健康保険特別会計決算の認定には反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、討論ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

令和3年度の歳入歳出差引き収支が約1億9,170万円の黒字、財政調整基金保有額は2,900万円、合わせて2億2,070万円の剰余金となりました。予算では、国保税を充当する納付金が約4億9,425万円で、当初より納付財源が約3,900万多く確保できたこと。また、コロナ禍で所得の減少も考慮した予算化したことが剰余金の増の要因であると私は思われます。

令和6年度の県単一化完成まで残すところ1年半となり、令和6年度の統一税率が示される運びとなっています。剰余金が2億2,000万。約2億2,000万が多いかどうか定かではありませんが、現時点での県方針では、剰余

金がなければ、もし歳入不足が起きた場合、県から借り入れ、次年度以降、上乘せの税率となること、町独自の保健事業も一切できなくなることも考えられることから、それ相応の蓄えは必要であると思います。

国保会計の財政状況を鑑み、安定的な財政運営を保持しつつ、県が目指す県民負担の公平性の観点から、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこで住んでも保険料水準が同じである国民健康保険制度実現を祈念いたしまして、私は賛成討論といたします。

以上であります。

○議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、認定第3号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第4号 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第5号 令和3年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第6号 令和3年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第6号について採決を行います。
本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第7号 令和3年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第8号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第9号 令和3年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第9号について採決を行います。
本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定する
ことに決定いたしました。

続きまして、認定第10号 令和3年度平群町水道事業会計決算の認定につ
いての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第10号について採決を行います。
本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第11号 令和3年度平群町下水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第11号について採決を行います。

本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定しました。

続きまして

日程第12 発議第3号 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による
拡充等を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第3号

子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書
(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年9月22日

提出者 窪 和 子

賛成者 長 良 俊 一

子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書
(案)

子どもの健やかな成長は平群町民及び平群町行政において大きな願いであるとともに、いつでも安心して医療を受けられることは、平群町の子どもたちの健やかな育みにとっても必要不可欠である。

我が国や我が地域の未来を担う子どもたちにとって、どこの地域であっても、また、いかなる家計の状況であっても、いつでも安心して社会保障制度の根幹の一つである医療を受診できることは重要であり、子ども医療費助成制度や乳幼児医療費助成制度の拡充は地方自治体がリードしてきたものである。

平成30年度より、就学前の乳幼児医療については、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置、いわゆるペナルティーが廃止されたことから、奈良県では令和元年8月診療分から未就学児を対象に現物給付方式が導入され、町民の窓口負担が大きく軽減されることになり、またペナルティーを課す要因とされている受診の増加及び医療費の増加については、特段の有意性は確認されていない。

一方で、就学後の子ども医療については現物給付方式により助成した場合、いまだペナルティーが課されている現状である。

このペナルティーを課している国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令は、昭和34年3月24日に公布され、63年も経ている政令が根拠となっている。当時の大卒初任給(公務員)は約1万円、高卒初任給(公務員)は約6,700円程度であり、世帯状況については専業主婦層が多くを占め、我が国において1億人突破前の爆発的に人口が伸びている時代に施行されている。

こういった時代と同一視できるものではなく、現下は人口減少・少子化時代であるとともに、ひとり親家庭や障がい児の支援、貧困対策と物価高騰対策等による子育て支援は急務である。今こそ国と地方が協力して、この問題に総力を挙げて取り組まなければならない。

よって、国においては、子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援をするために、こども家庭庁の設置に向けて取り組まれ

ていることから、この設置の趣旨を踏まえ、速やかに以下の項目について実現するよう強く要望する。

記

1 就学後の子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止すること。

2 地方自治体の取組を尊重し、子ども医療費助成を国の制度として早期に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

それでは、提出者の趣旨説明を求めます。窪議員。

○10番

子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書(案)に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による対象年齢の拡充は、多くの保護者の願いであります。平成30年度より、就学前の乳幼児医療については、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置、つまりペナルティーが廃止され、奈良県では令和元年8月診療分から未就学児を対象に現物給付方式が導入され、保護者の窓口負担が大きく軽減されましたが、それ以降、就学後の現物給付の拡充が進まない課題の一つとして、国は現物給付の対象年齢拡大は保険給付費の増加につながると考えていることから、いまだに国民健康保険における国庫負担金等の算定にペナルティーを課しております。この政令は、意見書の中にも明記をいたしました。昭和34年3月24日に公布され、63年も経過している政令が根拠となっています。

過日、本町として、令和元年8月診療分から未就学児までに現物給付を拡充したことによる医療費の影響を質問しましたが、現物給付による増加は見られないと答弁をされました。そのような観点から、窓口無料化の対象年齢の拡充のためにも、一日も早く子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置、つまりペナルティーの廃止を行うことと、地方自治体の取組を尊重し、子ども医療費助成を国の制度として早期実施することを強く求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同をいただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第3号について採決を行います。
本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第3号 子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書（案）については、原案どおりに関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして

日程第13 発議第4号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第4号

安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年9月22日

提出者 植 田 いずみ

賛成者 稲 月 敏 子

安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書（案）

政府は7月22日の閣議決定で、故安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に行うことを決めました。安倍元首相が無法な銃撃で殺害された暴挙は許されるものではなく厳しく糾弾されなければなりません。

しかし岸田首相は記者会見で「国葬」とする理由について、安倍元首相を強いリーダーシップのもと内政・外交で大きな貢献を果たした総理大臣であったと述べていますが、安倍元首相に対する政治的評価は国民の中でも大きく分かれています。

- 1) 個人の葬儀を国が行う根拠法が存在しないこと。
- 2) 特定の個人の葬儀費用を税金で執行することが、法の下での平等、思想や良心・信教・表現の自由などを定めた憲法に反するものであること。
- 3) アベノマスクや森友・加計・桜、など政治の私物化に対する国民への説明責任や真相解明を全く行おうとしてこなかったこと。
- 4) 国会軽視の安保法制の強行採決のあり方などにも厳しい批判があること。

上記のような理由から政府においては、安倍元首相の葬儀を「国葬」で行うことの中止を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

それでは、提出者の趣旨説明を求めます。植田議員。

○6番

それでは、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書（案）の趣旨説明をさせていただきます。

今回の安倍元首相の国葬問題については、国葬中止を求める声が日に日に大きくなっています。各社の世論調査でも、国葬反対が軒並み半数を超えています。国葬中止を求めるネット署名は、短期間で40万を超える署名が政府に提出されました。

また、政府が公表した国葬費用16億6,000万円は極めて過小過ぎると言われています。2019年の即位の礼では、約2,600人の参加で、警備や接遇費等で約90億円でした。そのことから、今回の参加者が6,000人規模となると、100億円を超えるのではないかととも言われています。

国民は、コロナ禍での倒産や失業、賃金の引下げや年金の削減などに加えて、物価の高騰で生活は大変な状況になっているときに、国葬に巨額の税金を投入するなど、もってのほかだと怒りの声が上がっています。

また、今大きな問題となっているのが、旧統一教会と自民党との深い癒着の問題です。その闇の最も深いところにいた人物が安倍元首相です。国葬の強行は、統一教会問題の真相究明に蓋をするものであります。

いみじくも先日、在位期間70年のイギリスのエリザベス女王の国葬が議会の承認を経て行われました。安倍元首相の場合、在任期間8年8か月で、国会での議論もなく、閣議決定だけで行うことは、議会制民主主義の点からも許されるものではありません。多くの国民が国葬強行に反対の意思を示していることから、27日の安倍元首相の国葬の中止を求めるものです。ぜひ皆様の意見書への御賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○8番

提出者にお尋ねします。

国葬が27日です、あと5日しかないわけですが、国葬を今から取りやめるということをできるというふうにお考えでしょうか。

○議長

植田議員。

○6番

できるかできないかというのは、そうしたいとは思っています。だけど、私は今回、日にちがないといえども、議会としてのそういう姿勢をきちっと国に対して示していくと、このことが私は必要だということで、そこには多くの国民の声があるということで、今回提出をさせていただきました。

○議長

森田議員。

○8番

再度提出者にお尋ねしたいと思うんですけども、地方自治法101条にですね、招集の規定が定められていると思ってるんですけども、それは分かっているでしょうかね。臨時議会はですね、議会の4分の1の議員から町長に対してですね、そういうことを請求すればできるというふうに規定なってるんですけども、その点は御存じでしょうか。

○議長

植田議員。

○6番

臨時議会を招集してまでこの意見書を上げろということですか。上げるべき

ではなかったかという、そういう御質問ですか。

そういうこともできるかもしれませんが、ただ、今議会開会をしてるということもありましたので、最初にも申しましたように、議会の意思としてね、この国葬には大きな問題があるんだということを示すということで、今回上げさせてもらいました。招集できるということはそうだったかもしれませんが、私どもは今回、27日が、これが多分、27日を超えて議会が最終日であったんなら、当然どっかで議長にお願いをしたかもしれませんが、まだ、5日とはいえども議会が終わってからのことですので、今議会最終日の意見書として上げさせてもらいました。

以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。森田議員。

○8番

安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

安倍晋三元首相は在任期間が最長であること、内政・外交に輝かしい成果を上げていること、国際社会から多くの元首から弔意を示されていること、そして何よりも、民主主義の根幹である参議院選挙期間中、西大寺駅前で遊説中に凶弾に倒れられたことを鑑み、国葬を執り行うべきと私は考えます。

安倍元首相の国葬については、賛成、反対の意見が二分していることは誠に残念であります。また、全国で国葬を差し止める行政訴訟はことごとく却下されております。安倍元首相の国葬は、アメリカのハリス副大統領、カナダのトルドー首相、オーストラリアのアルバーニー首相、インドのモディ首相などが参列することになっており、時間的に言っても、誰が考えても、5日後に迫っている安倍元首相の国葬を取りやめることができない。そんなことをすれば、日本は国際社会から信用をなくすことになると思います。

以上のことから、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書に反対いたします。

○議長

ほか、討論ございませんか。稲月議員。

○ 5 番

私は、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書に賛成をする立場で討論をいたします。

今、マスコミの世論調査でも、先ほどから述べられているように、安倍元首相の国葬に対して、反対や中止を求める意思表示が国民の過半数を超えているというふうに報道がされております。この声は、日を増すごとに増加をし続けております。そしてまた、全国的にも、地方議会において、国葬に反対、中止を求める意見書等が可決をし、送付をされているという報道がされております。今日の毎日新聞の朝刊にも掲載をされておりました。

私たちも、平群町民の多くの声を代表して、町議会からこの意見書を上げること、大変重要なことと考え、本意見書（案）には賛成の態度を示すことをまず表明をさせていただきます。

私は、7月8日に起こった安倍元首相の参議院選挙応援演説中に銃撃殺害をされたこの事件については、絶対あってはならないこと、どんな理由があれ、許されないことであると考えております。また、亡くなられました安倍元首相や、また御家族には深い哀悼の意を示すところでございます。しかしながら、国葬とすることは間違っていると考え、中止を求めます。

その理由を述べさせていただきます。

理由の一つ、これは、現日本国憲法に違反をする、こういう理由です。日本国憲法を遵守すべき我々議会議員として、憲法違反と判断するものを容認するということはできません。

まず、憲法14条で、全て国民は法の下に平等であるとうたわれております。特定の一個人の死を特別扱いすることは平等原則に反するものです。そしてまた、憲法19条に明記をされた思想及び良心の自由は、これを侵してはならない、これに反することです。それぞれ個人がいかように考え、どのように対応するか、これは自由であり、国葬という形で一個人の弔意を国が国民に押しつけることは慎むべきこととあります。これゆえ私は、憲法に違反をすると考えます。

理由の2、国葬を位置づける法的根拠がない。国会での論議も行わず、行おうとしておられること、これについては許すわけにはいきません。大日本帝国憲法下においては国葬令が存在をしておりました。天皇主権が大日本帝国憲法では憲法原則でありまして、国民を臣民として差別的に位置づけされ、その上で、国家に功労のあった人々を特別な榮譽として国葬を行うということが決められておりました。太平洋戦争中に、1943年には、連合艦隊司令官長、山本五十六氏の国葬が行われ、戦意の高揚をあおるものとなりました。これは時

の権力者が利用したのでございます。戦後、このような歴史を繰り返さないために国民主権がうたわれ、新しい新憲法の下、国葬令は制定されなかったのであります。

理由の三つ目、岸田首相は安倍元首相の功績を理由にしていますが、国民にとって、功績として値しないということが多過ぎるのではないのでしょうか。安倍元首相政権下においては、大きな疑惑を解明されてこなかった森友学園、加計学園、桜を見る会、それぞれの問題、そしてまた、今回の襲撃事件の原因になった旧統一教会と政治や政治家との関係、そして安倍氏本人との関係など、疑惑は日に日に増している状況であります。

また、武器輸出三原則を安倍元首相の時代に撤廃をされた。これまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認をした閣議決定など、また、安保法制の制定、共謀罪の制定など、数々、日本国憲法の根幹である平和主義を侵す方向へと進めてきたことなどは認めるわけにはまいりません。

こういった以上の理由で、私は、安倍元首相の国葬は中止をするよう求める本意見書（案）には賛成をいたします。

○議長

ほか、討論ございませんか。山口議員。

○7番

本意見書には賛成の立場で討論します。

先ほど、反対討論の中で、岸田首相が国会で説明したような、国会でというか、やっと国会でぎりぎり説明されたわけですけれども、その説明と全く同じでした。その説明以降ですね、国葬に反対する声が増えて、それまでは5割前後だったのが、もう6割を超えてくる、こういう状況になっています。

また、期間の問題をおっしゃってますが、もちろん一地方議会が意見書を上げたからそのとおりになるなんてことはあり得ないわけで、それだけでなるということはないわけです。ただ、国民の声を議会として届ける、このことが大事なことであってね、それを否定するような討論というのは私はいかなものかなと、このように思います。

あと、細かい、きちとした内容については植田議員、稲月議員からありましたので、中身は言いませんが、基本的には憲法に違反している。そして、数十億の金を使ってやるというようなことではないと。これまでの歴代の首相についてはですね、自民党、それから内閣葬としてやってこられた経緯もあります。なぜそうしないのか。そこにも国民は多く疑問を持ってるわけですね。だから、その国民の声にしっかり応えて、意見書を政府に送るということが大事なことであって、そのことが一番大事です。今議会というか、隣の三郷町でも否

決はされていますけれども、やっぱりおかしいと言いながら反対討論されてるんですね、一部ね。そういうこともありますので、私はやっぱりね、平群町議会ではきちっと意見書を上げるというふうに採択するということが大事だというふうに思いますので、賛成の立場で、以上、討論といたします。

○議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第4号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書（案）については否決されました。

続きまして

追加日程第1 先進地視察計画書について
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、先進地視察計画についての報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（馬本隆夫）

それでは報告いたします。

今年度の議員視察研修は新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら実施し、先進地視察計画書のとおり、人権学習として、奈良県御所市の水平社博物館の研修視察を議員全員で実施する内容として計画をしております。視察は、令和4年10月から11月の間とし、詳細は、正副議長、議会運営委員会正副委員長にお任せをお願いいたします。また、議会事務局長、議会事務局職員の同行もお願いをいたします。

以上のとおり計画しておりますので、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長

ただいま、議会運営委員会委員長より先進地視察計画についての報告がありましたとおり実施したいと思います。平群町議会議員の行政視察等に関する規則第4条の規定により、議員全員で実施することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、先進地視察は議員全員で実施することに決定いたしました。

続きまして

日程第14 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

令和4年第5回定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

台風14号が日本列島を縦断し、全国各地で災害等が発生をいたしました。平群町では災害は発生しませんでした。台風14号によりお亡くなりになられた方の御冥福と、被災されました皆様の一刻も早い復旧を祈念申し上げます。

さて、9月2日より本日まで、21日間の長期にわたりまして、令和3年度決算をはじめ、全ての上程議案につきまして慎重審議を頂き、可決、認定、同意を賜り、誠にありがとうございました。今議会は決算議会でもあり、平群町

として1年間、鋭意取り組みました事務事業の成果や総括について、議員各位の御審議を頂き、各会計の決算について認定を賜りました。会期中の本会議並びに委員会の審議を通じまして賜りました御意見につきましては、今後の財政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

平群町の財政状況は厳しい状況が続いております。一部報道でもありましたように、将来負担比率、実質公債比率については県内ワーストとなりました。今後、平群駅周辺整備事業や総合文化センターに伴う公債費の返済が始まり、実質公債比率は再上昇が見込まれ、予断を許さない状況にあります。緊急財政健全化計画に基づき、健全なる財政運営に努めてまいります。

また、今議会で審議いただきました貴重な御意見に対し、鋭意努力して取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は、依然収束が見込めない中ではありますが、ウイズコロナの時代を考慮しながら、社会活動や経済活動を止めることなくコロナ禍を乗り越えるように、職員一丸となって、町政発展のために取り組んでまいります。

令和4年度も残り半期となりましたが、予算執行においては、それぞれの事務執行に十分意を払い、緊急財政健全化計画を着実に進め、財政健全化に努めてまいります。厳しい財政状況ではありますが、将来を展望し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを職員とともに目指してまいります。議員各位におかれましては、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和4年第5回定例議会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

これをもって令和4年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時22分)